

平成14年(ワ)第19276号 平成15年(ワ)第6732号

平成16年(ワ)第104号

損害賠償請求事件

原告 シャムスリ 外8396名

被告 国 外 3名

証拠説明書

平成16年 月 日

東京地方裁判所第49民事部 御中

原告ら代理人 弁護士 浅野 史生 外10名

記

番号	書証の標目	作成者	立証趣旨
甲C10	グヌンプンス村 調査報告書	弁護士沙々木睦	グヌンプンス村の現在の状況。住居、水等の基本的な生活基盤が整備されておらず、また移転時に約束されたゴムの木が植えられておらず、生計手段に事欠く状態にあることが判明する。
甲C11	ムアラタスク村 調査報告書	弁護士沙々木睦	ムアラタスク村の現在の状況。住居、水等の基本的な生活基盤が整備されておらず、また移転時に約束されたゴムの木が植えられておらず、生計手段に事欠く状態にあることが判明する。
甲C12	コトムスジット 村調査報告書	弁護士奥村秀二 弁護士幸長裕美	コトムスジット村の現在の状況。住居、水等の基本的な生活基盤が整備されておらず、また移転時に約束されたゴムの木が植えられておらず、生計手段に事欠く状態にあることが判明する。 なお、同号証1頁目を以下の通り訂正する。 Plau Gadang を、Pulau Gadang へ Adnanboy を、Adnan Boy へ Temawggung を、Temanggung へ
甲C13	報告書：アブド ウール・カミー	弁護士浅野史生	バルン村の現在の状況。コトパンジャンダムにより、これまで徒歩や自動車を通

	ル（原告番号L203）からの聞取		行できていたマハット川がダム湖一部となり徒歩等によって通行できなくなってしまったことによって被害が生じている。
甲 C14	マヤン・ポンカイ村の状況についての報告書	弁護士川村健夫	マヤンポンカイ村の現在の状況。同村には原告はいないが、同村もコトパンジャンダムによって移転を強制された村であり、同村においても、住居、水という基本的な生計手段が整備されておらず、生計手段についてもオイルパームによる収益は全く不十分で生活が成り立たない状況にあることが判明する。

以上